

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	国民年金に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山市長

## 公表日

令和3年4月21日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所





## 7. 他の評価実施機関

—

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金被保険者ファイル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民年金の被保険者とその配偶者及び世帯主 ・福祉年金の受給者とその配偶者及び扶養義務者
その必要性	国民年金被保険者・福祉年金受給者の正確な管理を目的としているため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有</li> <li>・4情報: 個人特定時の真正性確認のため</li> <li>・連絡先: 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有</li> <li>・年金給付関係情報: 対象者情報の管理として保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報: 保険料法定免除対象者把握のため</li> <li>・地方税関係情報: 保険料免除判定事務、20歳前障害基礎年金、老齢福祉年金の支給判定事務等を行うため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年12月
⑥事務担当部署	健康局 保険医療部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、市民税課、生活保護課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構(年金事務所) ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )	
③使用目的 ※	・市町村における事務処理(日本年金機構への連携ファイルへの個人番号出力など)を行うため。 ・番号を利用した本人特定を実施するため。	
④使用の主体	使用部署	国保年金課国民年金班、、サービスセンター(7箇所)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所の変更等の受付及び資格管理に関する事務・住所情報、厚生年金の加入喪失情報などから資格要件を確認のうえ、関係届等を受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。 II 保険料免除(申請免除等)受付に関する事務・資格情報、申請対象期間、所得情報等を確認のうえ、申請書を受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。 III 老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金・福祉年金などの裁定請求に関する事務・裁定請求に係る書類(請求書、診断書等)により請求等に係る事実を確認のうえ受付し日本年金機構に送付するとともに、国民年金システム端末入力による資格管理を行う。 IV 日本年金機構から送付される処理結果一覧表等により上記ⅠからⅢの受付内容の確認及び日本年金機構における受付内容を国民年金システム端末に入力する。
	情報の突合	1. 住民票関係情報と申請情報を個人番号等を用いて突合し、住所、氏名、生年月日等とのマッチングを行い、資格を確認する【上記Ⅰ・Ⅲ】 2. 地方税関係情報と申請情報を宛名番号を用いて突合し、所得額等を確認する【上記Ⅱ・Ⅲ】
⑥使用開始日	平成28年12月26日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ] <選択肢> ( ) 1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの運用保守	
①委託内容	国民年金システム、福祉年金システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	紀陽情報システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 4 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の48、50の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第26条の3、第26条の4
②提供先における用途	・国民年金第1号被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除等、年金裁定請求等の審査、決定
③提供する情報	・国民年金第1号被保険者の異動情報 ・保険料免除等、年金裁定請求等に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・第1号被保険者に係る異動があった者 ・保険料免除等申請、年金の裁定請求をした者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	1回/週
移転先1	市民環境局 市民部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第七条 十一
②移転先における用途	住民票に記載を行うため。
③移転する情報	住民の年金の加入情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	年金対象者
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時



<b>移転先2</b>	福祉局 社会福祉部 生活支援第1課、生活支援第2課	
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護の決定に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	国民年金の給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	年金対象者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>移転先3</b>	健康局 保険医療部 介護保険課	
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	生計維持が困難な者等に対する社会福祉法人による介護サービス利用者負担額又は介護予防サービス利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	国民年金給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民年金受給者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

<b>移転先4</b>	福祉局 こども未来部 保育こども園課	
①法令上の根拠	和歌山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	
②移転先における用途	和歌山市立保育所条例及び和歌山市特定教育・保育及び特定地域型保育等に係る利用者負担額に関する条例による保育に係る費用等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	障害基礎年金の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害基礎年金受給者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (         )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 ・サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。	
<b>7. 備考</b>		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 国民年金被保険者ファイル

- ・宛名番号
- ・記号
- ・番号
- ・現存区分
- ・資格取得日
- ・種別
- ・取得事由
- ・資格喪失日
- ・喪失原因
- ・喪失理由
- ・資格満了日
- ・付加開始日
- ・付加開始事由
- ・付加種別
- ・付加終了日
- ・付加終了事由
- ・免除申請日
- ・免除開始日
- ・免除該当届出日
- ・免除種別
- ・免除理由
- ・免除終了日
- ・免除消滅届出日
- ・職権適用区分
- ・職権適用年月日
- ・職権消除区分
- ・職権消除日
- ・裁定区分
- ・失権区分
- ・被災者区分
- ・社保確認区分
- ・社保確認日
- ・切替済フラグ
- ・旧年金記号
- ・旧年金番号
- ・船員保険番号
- ・電話区分
- ・電話番号
- ・住登外納付開始
- ・住登外納付終了日
- ・配偶者個人番号
- ・配偶者氏名漢字
- ・配偶者生年月日
- ・配偶者適用日
- ・学校名称
- ・学校所在地
- ・在学期間
- ・旧自治体
- ・外国人区分

2. 受給年金受給者ファイル

- ・宛名番号
- ・連番
- ・受給年金記号
- ・受給年金番号
- ・受給年金種別
- ・受給年金制度
- ・受給年金一連番号
- ・受給開始年月
- ・受給権発生日
- ・支給停止区分
- ・支給停止年月
- ・有期認定年
- ・有効年
- ・失権区分
- ・失権日
- ・診断書必要者区分
- ・診断書提出日
- ・診断書コード
- ・障害認定等級
- ・障害認定号数
- ・障害認定
- ・認定年度
- ・傷病名
- ・支払金融機関
- ・基本年金額
- ・加算額
- ・停止額
- ・支払年金額
- ・証書受渡日
- ・受給選択区分
- ・他年金受給区分
- ・裁定請求日
- ・裁定日
- ・裁定1年未満区分
- ・額改定後1年未満区分
- ・備考
- ・初診日
- ・障害認定日
- ・事後請求の別
- ・次回診断書提出年月

3. 老齢福祉年金受給者ファイル

- ・宛名番号
- ・老齢福祉年金記号
- ・老齢福祉年金番号
- ・老齢福祉年金番号枝
- ・受給開始年月
- ・受給権発生日
- ・支給停止区分
- ・支給停止年月
- ・失権区分
- ・失権日
- ・配偶者個人番号
- ・扶養義務者個人番号
- ・扶養義務者続柄名称
- ・扶養義務者続柄コード1
- ・扶養義務者続柄コード2
- ・扶養義務者続柄コード3
- ・扶養義務者続柄コード4
- ・代理人個人番号
- ・公的年金受給区分
- ・公的年金番号
- ・受取郵便局コード
- ・他年金記号番号
- ・証書有無区分
- ・差額受給者区分

4. 特別障害給付金受給者ファイル

- ・宛名番号
- ・県コード
- ・番号
- ・連番
- ・発生(請求)日
- ・受給開始年月
- ・初診日
- ・障害認定日
- ・支給停止区分
- ・支給停止年月
- ・有期認定年
- ・有効年
- ・失権区分
- ・失権日
- ・診断書提出日
- ・診断書コード
- ・障害認定等級
- ・障害認定号数
- ・障害認定
- ・認定年度
- ・傷病名コード
- ・傷病発生日
- ・傷病名
- ・公的年金額
- ・基本年金額
- ・停止額
- ・支払年金額
- ・他年金受給区分
- ・配偶者個人番号
- ・配偶者証書番号(記号)
- ・配偶者証書番号(番号)
- ・配偶者年金コード1
- ・配偶者年金コード2
- ・学校名かな
- ・学校名
- ・学校所在地
- ・在学期間開始日
- ・在学期間終了日
- ・次回診断書提出年月
- ・備考



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	和歌山市個人情報保護条例及び和歌山市個人情報保護条例施行規則に基づき、守秘義務及び個人情報取扱特記事項その他の遵守を契約書に明記している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・データ移転先からの申請書を求め、データ移転先が示した法的根拠等を判断した後、承認を得たもののみ、データの移転を許可する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
権限者以外が不正な提供・移転を行うことがないよう、操作権限により制御を行う。庁内連携システムを通じて行われる提供・移転については、提供・移転された情報が逐一保存される仕組みがあり、不適切な提供・移転を防止する措置が講じられている。		



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(非常勤職員及び賃金支弁職員を含む)に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。</li> <li>・委託業者に対しては、契約内容に秘密の保持と個人情報保護に関して従事者への周知を義務付けている。</li> <li>・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
—	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	和歌山市 総務局 総務部 総務課 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 電話073-435-1314
②請求方法	指定様式による書面により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	和歌山市 健康局 保険医療部 国保年金課 国民年金班 〒640-8511和歌山県和歌山市七番丁23番地 電話番号073-435-1055
②対応方法	問い合わせがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月30日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



